

# 一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

契約は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）及び京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により行うものとしている。

## 1 入札に付する事項

入札公告に記載のとおり

## 2 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び同資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の提出期間等

入札公告に記載のとおり

### (2) その他の添付資料

返信用封筒（一般競争入札参加資格確認通知書の返信用：第 1 種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84 円切手を貼付したもの。）

## 3 一般競争入札参加資格確認通知等

### (1) 結果通知

申請書等の受領後、入札参加資格の審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。（入札参加資格を有する者には、入札書を同封する。）

なお、当該参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

### (2) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、府に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は令和 3 年 8 月 20 日（金）までに、入札に関する資料配付を受けた場所へ提出しなければならない。

イ 府は、アによる説明を求められたときは、令和 3 年 8 月 24 日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 4 開札の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

#### 5 入札の方法

- (1) 所定の入札書を持参するものとし、郵送による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の場合は、本人の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしなければならない。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「全自動洗浄機入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。  
また、代理人が入札する場合は入札に押印した代理人の印鑑で封印すること。  
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- (4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (5) 入札参加資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。  
なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (7) 入札者は、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義があるときは、質疑書により説明を求めることができる。質疑書の提出及び回答については、入札公告に記載のとおりである。
- (8) 入札執行回数は、原則として2回とする。
  - ア 再度入札を行う場合においては、1回目の入札のうちの最低の入札価格（価格のみ）を発表するものとする。
  - イ 再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。
    - (ア) 次に該当する者は、再度入札することはできない。
      - a 無効の入札をした者
      - b 当初の入札に参加していない者
    - (イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は、入札場から退場しなければならない。
    - (ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。
  - ウ 再度入札をしても落札者がいないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。ただし、再度入札後の入札を行うことにより公正な競争入札の成立が期待できるときはこの限りでない。

## 6 落札者の決定方法

(1) 規則第 145 条の規定による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位となった者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

## 7 入札の無効又は失格

次の各号の一に該当する者がした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者

(2) 2 の申請書等を提出しなかった者

(3) 2 の申請書等に虚偽の記載をした者

(4) 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

(5) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者

(6) 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者

(7) 仕様書に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者

(8) 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者

(9) 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者

(10) 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(11) 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

(12) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

## 8 契約書の締結

(1) 落札者は、別添の契約書（案）に基づき 2 通を作成し、府及び落札者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

(2) 契約書（案）に定めのない事項については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

## 9 その他

この一般競争入札説明書に関する問合せ先は、入札公告の 2 の場所とする。